

第六十号議案

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第一条に次の一項を加える。

2 この条例の規定による特殊勤務手当については、東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の規定によりこれと同種の手当を受ける職員には支給しない。
第十三条第一項中「小笠原業務手当は、」の下に「小笠原村に所在する教育庁出張所に勤務する職員が、同出張所の所掌する業務に従事したとき、又は」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都教育庁小笠原出張所の設置に伴い、小笠原業務手当の支給対象を改める必要がある。